

みんなで

# 高齢者の悪質商法被害防止には みまもるあにまる

関東甲信越ブロック  
高齢者悪質商法被害防止  
共同キャンペーン

無料で  
点検しますよ!

特別価格

健康食品

今ならお試し

初回

500円

はなしあおしむ

うたがしとぎ

みのがせけん

それ本当に  
無料なの??

その広告  
ちょっと見せて??

それ本当に  
必要な買い物??

..... 日曜日も相談できます .....

新潟市消費生活センター

☎ 025-228-8100

# 「おかしいな?」と思ったらすぐ相談! 悪質商法を見逃さない!

## 点検商法

「このままだと大変なことになる」など不安をあおる文句で契約を迫られた!



**疑って!!**

- その場で判断しない。
- 少しでもおかしいと思ったら、消費生活センターや身近な人に相談する。



**見逃さないで!!**

- 見慣れない工業者がたびたび出入りしていないか気にかける。
- 「本当に必要なの?」など周りからの声掛けで被害に気付くことも。

⚠ 外壁・床下・給湯器などでも無料点検によるトラブルがあります。

## 通信販売トラブル

「お試し価格」で購入したら、「定期購入が条件」だった!



**疑って!!**

- SNSやネット上の情報や広告を安易に信用しない。
- 購入・返品条件をよく確認する。
- ネット通販では、広告や最終確認画面をスクリーンショットで保存する。



**見逃さないで!!**

- 見慣れない商品が増えたり、定期的な同じ商品が届いていないか気にかける。

⚠ 通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。

## 訪問購入 (押し買い)

「不用品の買い取り」のはずが、強引に貴金属を買い取られた!



- 売るつもりのない品物の売却を迫られたら、きっぱりと断る。

⚠ いったん品物を渡してしまうと、取り戻すのは困難です。

## インターネット 接続回線の契約トラブル

「安くなる」はずが、前より高額になった!



- 事業者の説明をうのみにせず、契約内容をしっかり確認する。

⚠ 通信回線契約には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。

## 海産物の 電話勧誘トラブル

「以前注文した方に特価でご案内」と強く勧められた!



- 不要ならきっぱりと断る。
- 一方的に商品が届いても、受け取りを拒否し、代金は絶対に支払わない。

## 架空・不当請求

身に覚えのない請求がきた!



- 相手の電話番号に絶対に連絡しない。
- 金銭を要求されても、絶対に支払わない。

⚠ SMS(ショートメッセージサービス)のほか、はがきや封書を送りつける手口もあります。



- 見慣れない契約書・請求書がないか、困った様子がないか気にかける。

訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、

# 「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。電子メール等の電子媒体で通知することもできます。その場合は、送信メールや画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。

## クーリング・オフの手続き手順(ハガキの場合)

## ハガキの書き方の例

※電子媒体(電子メール等)でも同様の文面で通知できます。

**1** 契約書面を受け取った日を含めて8日以内(例外もあります)に、書面で通知します。

**2** ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。

**3** ハガキは「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。

**4** 支払ったお金は、全額返金されます。商品の引き取り料金は業者負担です。

### 通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇〇〇円

販売会社 株式会社XXXX 〇〇営業所  
担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇円を返金し、  
商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日

新潟市〇区〇町〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇〇〇

クーリング・オフができる場合・期間など  
詳しくは消費生活センターへ

クーリング・オフ期間を過ぎていても、  
専門の相談員が問題解決の方法を一緒に探します。

困ったときは、お近くの消費生活センターにご相談ください。

あきらめないで、  
まずは相談を!



## 新潟市消費生活センター

〒951-8507 新潟市中央区西堀前通6番町894番地1(西堀ローサ内)

☎025-228-8100

### 消費生活相談

相談日 日～金曜  
(祝日、振替休日、年末年始、臨時休館日を除く)  
相談時間 午前9時～午後4時半 \*来所相談は予約制

### 多重債務相談

相談日 月～金曜、第2・4日曜  
(祝日、振替休日、年末年始、臨時休館日を除く)  
相談時間 午前9時～午後4時 \*来所相談は予約制

## 消費生活センターって どんなところ?

- ・消費者が商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者間のトラブルに関して、専門の消費生活相談員が相談に応じています。
- ・トラブル解決のための助言、あっせん(消費者が当事者として事業者と交渉する際の手助け)、情報提供などを行っています。
- ・本人だけでなく、家族やヘルパーなど、周りの人からも通報や問い合わせいただけます。